

Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	福島県木質ペレットストーブオフセットクレジット活用事業
プロジェクト 代表事業者名	福島県知事 佐藤雄平



提出日 2010年12月6日

受理日 2010年12月6日

最終版提出日 2011年1月28日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	福島県 (フクシマケン)		
住所	福島県福島市杉妻町 2 - 1 6		
代表者氏名	佐藤 雄平	担当者氏名	七海 弘明
担当者所属	農林水産部林業振興課	担当者役職	主査
担当者 E-mail	nanaumi_hiroaki_01@pref.fukushima.jp	担当者電話番号	024-521-7426
プロジェクトでの役割	プロジェクト全体の総括		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	福島県内の一般家庭、事業所		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	木質ペレットストーブ利用者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	遠野興産株式会社 (トオノコウサンカブシキカイシャ)		
住所	福島県いわき市遠野町根岸字石田 4 4 - 3		
代表者氏名	中野 光	担当者氏名	金成 多圭梓
担当者所属	業務部管理課	担当者役職	課長
担当者 E-mail	info@toono.co.jp	担当者電話番号	0246-74-1288
プロジェクトでの役割	木質ペレット燃料の製造		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	協同組合いわき材加工センター		
住所	福島県いわき市勿来町窪田道作 3 3		
代表者氏名	鈴木 裕一	担当者氏名	金成 多圭梓
担当者所属	木質ペレット事業	担当者役職	担当
担当者 E-mail		担当者電話番号	0246-74-1288
プロジェクトでの役割	木質ペレット燃料の販売		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			

事業者名(フリガナ)	福島県 (フクシマケン)
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	
ダブルカウントの防止の措置 ※7	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	福島県
公的な報告・公表制度	<p>当該プロジェクトに係る排出削減量に対して、他の制度において認証取得しない。当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等を第三者に売却する際には、その売却先に対して環境に関わる付加価値の帰属を明確化、あるいは、環境に関わる付加価値の帰属先を明示する同意書等を別途作成する。環境に係わる付加価値の二重利用を防止するため、クレジット売却後に当該付加価値を主張しない。</p> <p>プロジェクト代表事業者は、算定・報告・公表制度における報告時には、当該売却分に関する情報を「その他の情報」として記載する。</p>
自主的な報告・公表対象	福島県のHP上にて当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出されるオフセットクレジット (J-VER) の発行量及び移転量を明記する。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
- ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①

B.1	項目
プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 福島県内の一般家庭、事業所の木質ペレットストーブの利用を普及し化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することで CO2 を削減する。また、木質ペレット燃料の消費拡大によって、木質ペレット製造を新しい地場産業として確立し、雇用の創出につなげる。最終的には、認証された本プロジェクトにおけるクレジット収益は、森林整備に活用することを目的としている。</p> <p>【内容】 一般家庭・事業所で灯油、ガス、電気等を消費するストーブ等の代替として木質ペレットストーブを導入し化石燃料から木質ペレット燃料への転換を行う。</p> <p>木質ペレット燃料は、計7カ所の製材所による製材端材を原料とし、遠野興産(株)で製造する。本プロジェクトで木質ペレット原料として使用している製材端材は、製材製造工程において発生する端材であり、以前は未利用であった。</p> <p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【他のストーブ等の代替として木質ペレットストーブを導入した場合、導入前の設備、使用燃料について】 ・木質ペレットストーブを導入した一般家庭・事業所では、それまで灯油、ガス、重油等の化石燃料を使用するストーブや温風器、電気を用いたストーブやエアコン等の間接的に化石燃料を使用している機器が利用されていた。</p> <p>【新規に木質ペレットストーブを導入する場合、木質ペレットストーブを導入しなければ導入していたであろう設備と、その使用燃料について】 ・新規に木質ペレットストーブを導入する一般家庭・事業所では、木質ペレットストーブを導入しなかった場合、扱いが簡便な灯油、ガス、電気、重油等を使用するストーブやエアコン等が利用されていたと想定される。</p> <p>【木質ペレット原料について】 ・木質ペレットの原料は、県産材を使用している。遠野興産(株)山田工場をはじめ計7カ所で発生した製材端材を利用する。なお、製材端材は、製材製造工程において発生する端材であり、以前は廃棄されていた、又は廃棄に費用がかかり貯蔵能力も限られるため、やむを得ず近隣の畜産農家の敷料として提供していたもの等であり、未利用材の条件を満たすものである。</p>

	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>【手段】</p> <p>1 計7カ所の製材所で発生した製材端材を遠野興産(株)で木質ペレット燃料に加工、製造する。なお、本プロジェクトで木質ペレット原料として使用している製材端材は、製材製造工程において発生する端材である。</p> <p>2 福島県が化石燃料を消費するストーブ・温風器を利用する、もしくは利用する予定のある一般家庭・事業所に木質ペレットストーブの導入支援を行い、普及を促進する。</p> <p>3 木質ペレット販売業者である協同組合いわき材加工センターが、木質ペレットを一般家庭・事業所に販売する。</p> <p>4 福島県内の一般家庭・事業所で化石燃料の代わりに、木質ペレットを使用することで、CO2の削減を行う。</p>																																																																																																																		
<p>B.2 採用 技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <p>(1) 代表的なペレットストーブ</p> <table border="1" data-bbox="256 846 1270 949"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>機器メーカー名</th> <th>型番</th> <th>耐用年数</th> <th>タンク容量</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレチカ</td> <td>金子農機(株)</td> <td>VEL970</td> <td>6年</td> <td>約15kg</td> <td>家庭・事業所等用暖房</td> </tr> <tr> <td>エンパイロ</td> <td>豊臣工業(株)</td> <td>エンプレス</td> <td>6年</td> <td>約25kg</td> <td>家庭・事業所等用暖房</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 木質ペレット製造施設 主な用途・設備: 本事業を実施するのに必要なペレット製造施設は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="256 1041 1442 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>機器名称</th> <th>メーカー名</th> <th>型番</th> <th>機器容量</th> <th>法定耐用年数</th> <th>導入年月</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>バークボイラー</td> <td>小片鉄工所(株)</td> <td>—</td> <td>5.7KW (18万kcal)</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>ペレット原料乾燥用</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ふるい機</td> <td>金子農機(株)</td> <td>—</td> <td>0.2kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>ペレットの選別</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>コンベア</td> <td>金子農機(株)</td> <td>—</td> <td>1.5kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>原料をペレタイザーへ運搬</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>コンベア</td> <td>金子農機(株)</td> <td>—</td> <td>0.75kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>昇降機</td> <td>金子農機(株)</td> <td>BEN-10</td> <td>1.5kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>ペレットをふるい機へ運搬</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>粉砕コンベア</td> <td>飯田商事</td> <td>—</td> <td>各2.2kw 計6.6kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>端材を粉砕機へ運搬</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>粉砕機</td> <td>不明</td> <td>—</td> <td>90kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>端材を粉砕</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>張込</td> <td>飯田商事</td> <td>—</td> <td>1.5kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>粉砕された木材を乾燥庫へ送る</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>コンプレッサー</td> <td>(株)東芝</td> <td>EP105-75 TAD</td> <td>7.5KW</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>掃除用</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>ペレタイザー</td> <td>カール社</td> <td>PK-600D</td> <td>75kw</td> <td>8年</td> <td>H18.3</td> <td>ペレット製造機</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>ペレタイザー</td> <td>ザルマテック社</td> <td>—</td> <td>110kw</td> <td>5年</td> <td>H21.5</td> <td>ペレット製造機</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	機器メーカー名	型番	耐用年数	タンク容量	用途	ペレチカ	金子農機(株)	VEL970	6年	約15kg	家庭・事業所等用暖房	エンパイロ	豊臣工業(株)	エンプレス	6年	約25kg	家庭・事業所等用暖房		機器名称	メーカー名	型番	機器容量	法定耐用年数	導入年月	用途	①	バークボイラー	小片鉄工所(株)	—	5.7KW (18万kcal)	8年	H18.3	ペレット原料乾燥用	②	ふるい機	金子農機(株)	—	0.2kw	8年	H18.3	ペレットの選別	③	コンベア	金子農機(株)	—	1.5kw	8年	H18.3	原料をペレタイザーへ運搬	④	コンベア	金子農機(株)	—	0.75kw	8年	H18.3	同上	⑤	昇降機	金子農機(株)	BEN-10	1.5kw	8年	H18.3	ペレットをふるい機へ運搬	⑥	粉砕コンベア	飯田商事	—	各2.2kw 計6.6kw	8年	H18.3	端材を粉砕機へ運搬	⑦	粉砕機	不明	—	90kw	8年	H18.3	端材を粉砕	⑧	張込	飯田商事	—	1.5kw	8年	H18.3	粉砕された木材を乾燥庫へ送る	⑨	コンプレッサー	(株)東芝	EP105-75 TAD	7.5KW	8年	H18.3	掃除用	⑩	ペレタイザー	カール社	PK-600D	75kw	8年	H18.3	ペレット製造機	⑪	ペレタイザー	ザルマテック社	—	110kw	5年	H21.5	ペレット製造機
機器名称	機器メーカー名	型番	耐用年数	タンク容量	用途																																																																																																														
ペレチカ	金子農機(株)	VEL970	6年	約15kg	家庭・事業所等用暖房																																																																																																														
エンパイロ	豊臣工業(株)	エンプレス	6年	約25kg	家庭・事業所等用暖房																																																																																																														
	機器名称	メーカー名	型番	機器容量	法定耐用年数	導入年月	用途																																																																																																												
①	バークボイラー	小片鉄工所(株)	—	5.7KW (18万kcal)	8年	H18.3	ペレット原料乾燥用																																																																																																												
②	ふるい機	金子農機(株)	—	0.2kw	8年	H18.3	ペレットの選別																																																																																																												
③	コンベア	金子農機(株)	—	1.5kw	8年	H18.3	原料をペレタイザーへ運搬																																																																																																												
④	コンベア	金子農機(株)	—	0.75kw	8年	H18.3	同上																																																																																																												
⑤	昇降機	金子農機(株)	BEN-10	1.5kw	8年	H18.3	ペレットをふるい機へ運搬																																																																																																												
⑥	粉砕コンベア	飯田商事	—	各2.2kw 計6.6kw	8年	H18.3	端材を粉砕機へ運搬																																																																																																												
⑦	粉砕機	不明	—	90kw	8年	H18.3	端材を粉砕																																																																																																												
⑧	張込	飯田商事	—	1.5kw	8年	H18.3	粉砕された木材を乾燥庫へ送る																																																																																																												
⑨	コンプレッサー	(株)東芝	EP105-75 TAD	7.5KW	8年	H18.3	掃除用																																																																																																												
⑩	ペレタイザー	カール社	PK-600D	75kw	8年	H18.3	ペレット製造機																																																																																																												
⑪	ペレタイザー	ザルマテック社	—	110kw	5年	H21.5	ペレット製造機																																																																																																												

B.3 プロジェクト エクト 実施 場	実施事業所名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県 ・ 遠野興産(株) ・ 協同組合いわき材加工センター ・ 福島県内の一般家庭、事業所
	住所	<p>福島県 ： 福島県福島市杉妻町 2-16</p> <p>遠野興産(株) ： 福島県いわき市遠野町根岸字石田 44-3</p> <p>協同組合いわき材加工センター ： 福島県いわき市勿来町窪田道作 33</p> <p>ペレットストーブ利用者 ： 福島県内一円</p>

所

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



製材所リスト

番号	製材所名	所在地
1	四家製材所	福島県いわき市平豊間字塩場1-73
2	有限会社菅波木板	福島県いわき市平神谷作字前原5
3	有限会社川村製材所	福島県いわき市平字佃町2-1
4	江坂木材工業	福島県いわき市瀬戸町古我湯11
5	吉源木材株式会社	福島県いわき市常磐関船町杭田3
6	遠野興産(株)岩石工場	福島県いわき市遠野町滝島廻47
7	遠野興産(株)山田工場	福島県いわき市山田町西山2-3

概要



B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2004年9月1日～2013年3月31日(8年7ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2008年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	99	99	99	99	99	495
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	① 福島県ペレットストーブ利用推進事業補助金/福島県 ② 森林環境交付金事業(地域重点枠)/福島県					
	補助金額 (申請額含む)	① 定額5万円/件 ② 上限40万円/件					
	補助金の使途	木質ペレットストーブ導入補助					
	補助対象年月日	① 2007年6月15日～2011年3月31日 ② 2006年4月1日～2011年3月31日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>① 原料の確保について 年間で製材所より発生する端材量の合計は約 2,000t であるのに対して、年間での木質ペレットの製造量が約 900t であることから、原料が不足する可能性は低い。</p> <p>② 木質ペレットの安定供給について 木質ペレット製造設備の故障時の対応として、破損の可能性のある部品に関しては常時完備している。また、製造機械のメーカーに 3 日以内の修理を依頼している。</p> <p>③ ペレットストーブの使用を止めた参加者の把握について 木質ペレットストーブの使用を中止した場合はストーブの利用者から福島県農林事務所宛に連絡を入れることとしている。この旨はプロジェクト参加時に行うアンケートにて各利用者に同意を得ることとしている。</p>
----	--

※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4:の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. SS-E. <u>003 ver. 3.1</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	一般家庭・事業所で暖房に利用されていた石油ストーブやガスストーブ等の代替として木質ペレットストーブを導入することで、化石燃料使用量が削減される。(資料5参照)
	C.1.3 条件2	木質ペレットの燃料の原料は、県内の間伐材を製材する過程で発生した製材端材であり、以前は廃棄等されていたものである。また、製材端材の一部は廃棄に費用がかかり貯蔵能力も限られるため、やむを得ず近隣の畜産農家の敷料として提供していたもので、未利用材としても条件を満たすものである。(資料4参照)
	C.1.4 条件3	プロジェクトの対象となる一般家庭・事業所に対し、J-VER制度への参加意思の確認及び代替される化石燃料の種類について、アンケートを実施する。(資料5参照)
	C.1.5 条件4	記載不要
	C.1.6 条件5	記載不要
C.2 適用方法 論	方法論番号	JEAM SS <u>003 ver. 3.1</u>
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ(BLS)	C.4.1 BLSの特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>・木質ペレットストーブが導入されなかった場合、各家庭・事業所では取り扱いが容易な化石燃料(灯油、電気、ガス、重油)を消費する暖房機器が使用されていたことが想定される(実際の状況については資料○を参照)。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p>										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>木質ペレットの原料は製材端材等であり、他の用途からの転換は無い。また、木質ペレットストーブ利用者が増えることと化石燃料ストーブ利用者が増えることとの因果関係は無いと考えられる。これらにより、リーケージは無いと想定される。</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>木質ペレット燃料は、ビニール袋に梱包しているが、遠野興産株内の倉庫にて保管されており、含水率調査においても、湿度変化の影響を受けないことを確認している。</p>										
C.6 備考		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>「B 備考欄」にて記述。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p>										

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他

(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)

なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。

D.1 関連する許認可及び関連法令等

		該当しない	該当する
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
3	騒音規制法	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づく指定施設の届出を行っている。
4	振動規制法	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づく指定施設の届出を行っている。
5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	■具体的に: ・ペレットストーブの燃焼灰については、各市町村が定める廃棄物の処理方法に従って処分している。 ・遠野興産(株)は、「左記法律」に基づく所定の認可を受け、産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬、中間処分業等を実施している。
7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
9	消防法	<input type="checkbox"/>	■具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づく少量危険物(灯油)及び指定可燃物(木くずの加工)の届出を行っている。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 277 571 483">10</td> <td data-bbox="571 277 858 483">労働安全衛生法</td> <td data-bbox="858 277 1043 483"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="1043 277 1409 483"> <p>■ 具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づき、ローダーの自主検査、フォークリフトの特定自主検査を実施している。</p> </td> </tr> </table>	10	労働安全衛生法	<input type="checkbox"/>	<p>■ 具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づき、ローダーの自主検査、フォークリフトの特定自主検査を実施している。</p>
10	労働安全衛生法	<input type="checkbox"/>	<p>■ 具体的に: 遠野興産(株)は、「左記法律」に基づき、ローダーの自主検査、フォークリフトの特定自主検査を実施している。</p>		
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当なし。</p>				
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>ペレットストーブ利用者への参加承諾を働きかけを円滑に行うため、福島県農林事務所の担当職員を集めての説明会を平成 22 年 6 月 21 日 (月) に実施している。</p> <p>ペレットストーブ利用者に対するプロジェクトの説明は、県農林事務所職員より直接行っている。</p>				